

徵收奧義_{発展編}



☞ 国税徴収法逐条解説（第 56 条） 第 326 号 平成 30 年 8 月 27 日

銀座社会保険労務士法人 公租公課徴収指導者・社会保険労務士 吉国 智彦

何程制度方法を論ずる共その人に非ざれば行われ難し

これは過失でも重過失でもなく、故意なのではないか。中央省庁が雇用する障害者数を長きにわたり水増ししていたというニュースが相次いで報じられ（平成 30 年 8 月 18 日付け中国新聞など）、その規模は日々拡大している。47 都道府県（教育委員会などを含む）の状況を調べたところ、半数以上の 28 県で障害者手帳などの証明書類を確認していない職員を雇用率に算入していたことがわかったという（8 月 24 日朝日新聞）。各県からは、「ガイドラインの中身の理解が不十分で違反と気付かなかった」とか、「法は手帳の確認を義務付けておらず、ガイドラインはプライバシーへの配慮を求めている。意図的に数字を水増ししたものではない」と反論もあるなど、事態が多様化、複雑化している。厚生労働省が再調査を実施しており、まとめ次第、結果を公表する予定とされている。その結果は、ひどく深刻な状況となることは間違いないだろう。

障害者の雇用の促進等に関する法律第 37 条第 1 項は、全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。第 2 項は、「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限るとされている。

企業や国・地方公共団体などは、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、その割合は、本年 4 月 1 日から企業が 2.2%、国・地方公共団体などは 2.5%、都道府県などの教育委員会が 2.4%となっている。民間企業では、法定雇用率に満たない場合には、不足分について原則、一人当たり月額 5 万円を国に納付しなければならない厳しい規制がある。国・地方公共団体は、違反金を納付することになっていない。国が国に納付することは矛盾だし無駄にほかならない。これは立法論であって、世間からは、「性善説」に立っていることに問題がある。これを機に、第三者機関に監督させるなど指導の在り方を改める必要があるのではないか、との論評になる（阿部正浩中央大学経済学部教授）。

「監督する立場の省庁が不正をするなんて、残念で仕方がない」（大手メーカーの人事採用担当者）、「旗振り役の国に『なめられた』』との思いだ。障害者は役に立たないという誤った印象を持っているのではないかと疑ってしまう」（NPO 法人地域精神保健福祉機構共同代表の宇田川健さん）と、憤りや怒りが渦巻いている（毎日新聞 8 月 17 日）。

ことの本质は、ガイドラインの理解、手帳確認、障害者雇用率の高低といったことではなく、進んで障害者の雇入れに努めるという姿勢の問題である。人の心の問題だ。

中央省庁といっても、事業目標の達成、課題解決が最優先事項だから、各課責任者もそこに意識が集中する。制度を知らなかった、気がつかなかったということはあり得ず、結局、意識が低いことにほかならならない。多くの課題を抱えていることはわかるが、障害者雇用を事業目標と同じ水準に位置付けるべきなのである。無責任体質、現状維持体質が横たわっているならば、中央省庁であろうと当然、違法を犯す。まず、個（職員）が適正な認識を有するべきで、その次として、審査する仕組みを構築すべきであろう。

徴収法

第 2 款 動産又は有価証券の差押

(差押の手續及び効力発生時期等)

第 56 条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行ふ。

2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

徴収法施行令

(差押動産等の管理)

第 23 条 税務署長は、差し押えた動産及び有価証券（法第 60 条第 1 項（差し押えた動産等の保管）の規定により滞納者又は第三者に保管させているものを除く。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 税務署長は、帳簿を備え、これに前項の動産及び有価証券の出納を記載しなければならない。

1 搜索と財産区分

滞納者事務所を搜索するときは、金庫や貴重品保管庫があることが通常であり、これらを搜索することになる。その内容物をみると、「金銭、収入印紙、切手、預金通帳、約束手形（もっともこれは不渡りとなったもの）、契約書、会社定款」といったものが多い。搜索終了時には、金庫を閉めるし、再度搜索することはすべきではないから、その場で、財産とそうでないもの、財産であるならばその種類を見極めて直ちに差し押えを執行しなければならない。

徴収法上の財産区分は、大きく動産又は有価証券（徴収法第 5 章第 2 款）、債権（同第 3 款）、不動産等（第 4 款）、無体財産権等（第 5 款）となっており、これらの区分によって差押えの手続きや差押調書が異なるから、財産区分ができなければ差押えを執行することはできない。

2 有価証券の意義

有価証券とは、「財産的価値のある私権を表象する証券で、権利の発生・移転・行使の全部又は一部が証券によってなされることを要するものをいう」との定義づけが一般的である。

徴収法基本通達 56-13 では、「財産権を表象する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいい、民法上動産とみなされている無記名債権（同基本通達 56-16 参照）も含まれる（法第 54 条第 1 号参照）が、次に掲げる証券は、有価証券ではない。①借用証書若しくは受取証券のような証拠証券又は銀行預金証書のような免責証券。この場合には、債権の差押えを行い、上記の証拠証券又は免責証券は債権証

書として取り上げる（同基本通達 65-3 参照）。②郵便切手又は収入印紙のように、証券自体が特定の金銭的価値を有し、金銭の代用となる金券。金券は、動産の差押手続に従って差し押さえる」としている。

有価証券か否かの最大の決め手は、権利の行使又は移転が証券をもってされるものか否かという箇所にある。

この点、預託金会員制ゴルフ会員権の会員証書は、形式的には株券と同じ体裁となっている（会員証書と株券の例を添付資料として示しているので参照されたい）。しかし、前者は債権証書、後者は有価証券と異なる。その理由を判例からみれば、有価証券について理解が深まることから、これを考察することにする。

後掲最一判昭 57. 6. 24（判時 1051-84）は、預託金会員制ゴルフ会員権の会員証書（判例では預り証と表記している）が有価証券か否か争われたものであり、要旨「預り証は、高度の流通性を予定してこれを表章し、かつ、その所持人を当然に権利者と認める趣旨の証券として発行されたものとは解し難いし、更生会社は、会員資格を有する者に対しては預託金の返還義務を負っているものであって、資格を有しない者がこの預り証を取得して預託金返還請求権を行使した場合にもこれに応ずる趣旨であるとは認められなないし、会員権の移転、行使に預り証が当然に必要であると解すべき根拠資料も見い出しえないから、預り証は有価証券であると解することは困難」（大阪高判昭 56. 9. 30（判時 1041-116）と有価証券性を否定し、最高裁もこれを支持した（注 2）。

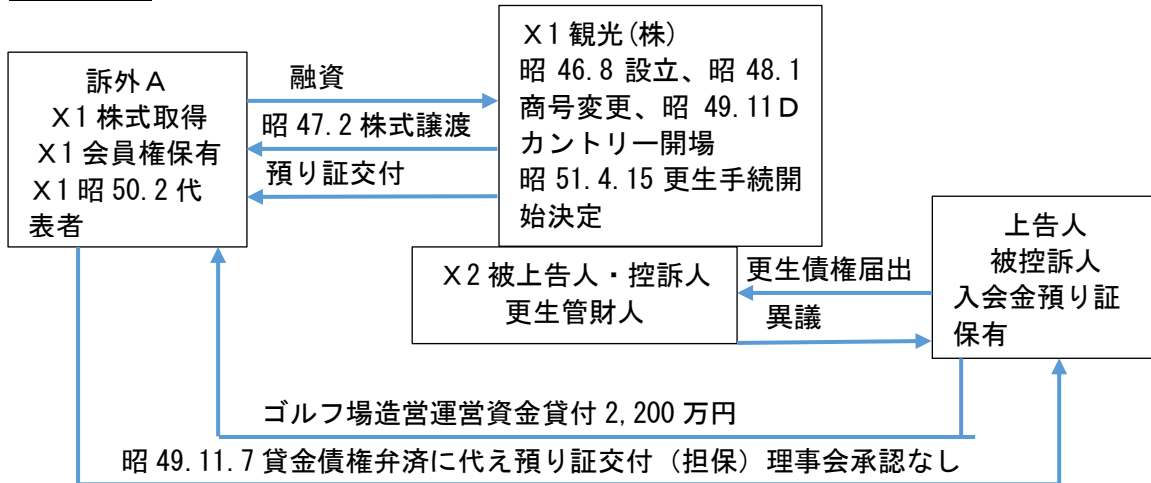
後掲最一判昭 57. 6. 24（判時 1051-84）の解説として、「（有価証券の譲渡方法及び善意取得について）証券を所持する者は、所持すること自体で権利者と認められ、それ以上権利を取得した原因事実を証明しなくても権利行使することができること（有価証券の積極的作用）、また、証券を喪失した者は、たとえ自己が権利者であることを証明しても、権利を行使できないこと（有価証券の消極的作用）のいずれもが認められ、そのことが、証券の所持人から善意で譲受けた者を保護する善意取得制度の基礎をなしているものである」（判時 1051-85、判タ 476-81）という有価証券の作用からの解説がわかりやすい。

つまり、手形であればその所持人において、当該手形が手許にあれば取立てという権利行使ができ（積極的作用）、盗難にあったときには取立てができず（消極的作用）、一方、泥棒は取立てするとか、他者に譲渡するという権利行使ができるというわけである（もちろんこれは犯罪であり、違法）。これに対して、預託金会員制ゴルフ会員権の会員証書では、それが手許にあるからといって会員として権利行使ができるわけではないのである。

《預託会員制ゴルフクラブ入会金預り証は有価証券に当たらない》

最一判昭 57. 6. 24 (判時 1051-84)

事案の概要



上告代理人葛井重雄、同葛井久雄の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、所論のゴルフクラブ入会金預り証は商法 519 条所定の有価証券に当たらないとした判断は、正当として是認することができる（最高裁昭和 52 年（あ）第 1732 号同 55 年 12 月 22 日第一小法廷決定・刑集 34 卷 7 号 747 頁参照）。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、民訴法 401 条、95 条、89 条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

上告代理人葛井重雄、同葛井久雄の上告理由

原判決は、商法 519 条（同条によって引用する手形法 16 条）有価証券の解釈を誤った法令違背があるので本件上告に及んだ。

一、原判決は、上告人が、本件会員権につき、善意取得したとの主張につき、本件会員券（原判決は預り証と表示）は「預託金会員組織のゴルフ会員権（を表象するもの）であって、それは、ゴルフ場施設の優先的利用権、預託金返還請求権のほか、年会費納入の義務も包含した、個々の会員と更生会社との間の債権的法律関係にはかならず、その譲渡のためには、ゴルフ倶楽部という集団ないし、その構成員の利益保護を図るため、理事会の承認を要するものとされ、その預り証にも明記されているうえ、右譲渡には義務も伴っているのみならず、指図文句の記載もない」という点をとらえて、本件会員券の有価証券性を否定した。

二、しかしながら、本件と同種の預託金会員権制の預り証に関し、東京高等裁判所は、その有価証券性を認めた判決をしており（同裁判所昭和 52 年（う）第 648 号昭和 54 年 1 月 25 日決定判例時報 917 号）それによると

1 民法施行法 75 条にいう指図証券性に関しては、必ずしも指図文句の記載は必要でなく権利の移転行使がその証券をもつて行われる以上、指図証券性が認められる。

2 このような預託証券が取引の対象とされ、これに表示された預託金額を越えた市場価格が形成されている。

3 本件証券は記載上から記名式であるが譲渡が自由である旨記載され、裏書の方式により転々譲渡がなされている。

4 理事会の承認は必要であっても、それだけの理由で本件証券の譲渡性を否定するものでない。

5 また保証金の返還、会員権の譲渡など、権利を主張するには、本件証券の所持を必要とするなどの理由により、有価証券性を認めた。

三、本件「預り証」は右東京高裁の認定した会員証と全く同じ性質の証券であり、本件預り証を有価証券と認めなかったのは、商法 519 条の解釈を誤ったものと言わなければならない。

《預託会員制ゴルフクラブ入会金預り証は有価証券に当らない》

大阪高判昭 56. 9. 30 (判時 1041-116、金商 641-28) 前掲最一判昭 57. 6. 24 の原審

一 請求原因 (一)、(二) の各事実当事者間に争いがない。

二 そこでまず、控訴人の本案前の抗弁について検討するに、右当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨によれば、更生債権者表に記載された被控訴人の更生債権の内容及び原因は、本件倶楽部理事会の承認という条件の付されていない本件会員権そのものであることがうかがわれるが、理事会の承認といっても、それは後記のとおり右会員権取得の一要件であり、これを条件とするからといって、更生債権者表に記載された権利との同一性を欠く別個の権利となるものではないから、本訴が会社更生法 150 条の趣旨に抵触する不適法な訴であるとはいい難く、右主張は採用の限りではない。

三 そこで次に、本件会員権の取得に関する被控訴人の主張について判断する。

1 被控訴人は、更生会社は、A に対する借入金債務及び報酬金債務の弁済に充てるため同人に本件預り証外 1 通を交付し、これを取得した A が被控訴人に対し、A の被控訴人に対する借入金債務の弁済に代えて譲渡したものであり、仮にそうでないとしても、更生会社は、被控訴人に対し 1, 750 万円の債務のあることを承認し、右債務の弁済に代えて右預り証を被控訴人に交付し、被控訴人が本件会員権を取得したものである旨主張し、原、当審<証言>中には右前段の主張に沿うような供述部分がある。

しかし、前記当事者間に争いがない事実並びに《証拠省略》を総合すると、

(一) 更生会社 (旧商号・X1 観光株式会社) は、ゴルフ場の造成及びその経営、管理等を目的として昭和 46 年 8 月に設立され、昭和 48 年 1 月右のとおり商号変更したのち、昭和 49 年 11 月末ころ本件 D カントリー倶楽部というゴルフ場を開場するに至ったのであるが、同倶楽部入会の手続は、更生会社に入会申込書を提出し、理事会の承認を得たのち、同会社に所定の入会金を預託して会員の資格を取得し、会員証書及び預託金 (入会金) 預り証の交付を受けることとされ、会員権を有する者は、ゴルフ場施設を優先的に利用する権利及び 3 年の据置期間後は右預託金の返還請求権 (ただし、預託金には利息、配当等は付

さない。)を有し、理事会の承認を得て会員権を他に譲渡してその名義を変更することができるが、会員資格を有する間は、年度開始前に年会費を前納することを要し、その未納がある場合には、これを右返還金額から控除すべきものとされていたこと。

(二) Aは、昭和 50 年 2 月更生会社の代表取締役に就任したものであるが、これより先、昭和 47 年ころ同会社の発行済株式の大部分を取得し、またこれに融資もして、自己が代表取締役に就任する直前に義弟の吉井がその地位にあった間も、更生会社の実質的な経営に当たり、本件倶楽部の会員を募集してゴルフ場の造成、運営資金を調達するため、更生会社から、施工業者の E 工業株式会社に報告したうえで入会金預り証、会員証書を限定的に発行することの許諾を得ていたが、その一方で、同会社の社印及び代表取締役印をみずから保管し、また昭和 48 年 8 月ころまでは同倶楽部理事会が設置されていなかったところから、右のような正規の方式によらず、個人的なメモに控えたのみで、右印章を冒用し、権限なくして入会金預り証等を濫発するようになったこと。

(三) ところで、Aは更生会社以外にも相当手広く会社を経営し、昭和 46 年ころ、F1 ないし同人が代表者に就任している F2 鋸螺株式会社の保証を得て被控訴人から事業資金を借入れ、その金額は昭和 47 年 5 月ころには約 2,200 万円に達し、返済に迫られていたところ、昭和 48 年 3 月ころ、前記のとおり正規の方式によらない入会金預り証の最初のものとして、名あて人(会員名)及び記号番号の各欄を空白にしたままの更生会社代表者吉井宏名義の本件預り証<証拠>外 1 通(券面額合計 1,750 万円)を作成し、同年 4、5 月ころ、被控訴人との間で、将来右預り証が売却処分できた場合にはその代金をもって右借入金債務の弁済に充てる約旨で、右債務の担保とすべく、これを F1 を通じて被控訴人に交付したこと。

(四) しかし、右ゴルフ場の開場を目前にした昭和 49 年 10 月末ころ F1 が倒産し、前記貸借に関して振り出されていた手形の決済が危ぶまれるに及んで、同年 11 月ころ、A 若しくはその代理人である F1 は、被控訴人に対し、前記借入金債務の弁済に代え、先に交付した本件預り証外 1 通を換価処分してもらいたい旨申し出、被控訴人は、これに応じてその処分を図ったが、右 1 通を他に売却し、その取得者において会員登録を了したのみで、本件預り証はそのまま被控訴人の手もとに残ったものであり、被控訴人が右預り証を取得するにあたり、更生会社に対し入会金を預託したり、本件倶楽部理事会の承認を得たようなことはないこと。

以上の事実が認められ(る。)《証拠判断省略》

したがって、被控訴人が本件会員権を承継取得したものでないことは明らかである。

なお、被控訴人は、本件倶楽部理事会の承認を条件とする本件会員権取得の主張をするので、更に検討してみるに、本件預り証の発行、取得にあたり、A ないし被控訴人において右承認を得た事実がないことは前記認定のとおりである。そして、《証拠省略》によれば、本件倶楽部は、更生会社が経営するゴルフ場及びその附属施設を利用して健全なゴルフの普及、発達に努めるとともに、会員の親ぼくを図る社交機関たることを目的とするものである

が、会員総会その他会員の意思決定機関や固有の財産に関する事項については会則になんらの定めもないことが認められるから、同倶楽部は、それ自体独立して権利義務の主体となるべき社団の実体を有しているものとは認め難いけれども、その目的等にかんがみると、同倶楽部理事会の承認の趣旨とするところは、原審証人も証言するように、倶楽部の雰囲気、品位、技術的水準の維持等を図るべく、理事会において入会希望者の個人的な適格性の有無を審査することにあるものと認められ、その会員権は、右のような理事会の承認と更生会社に対する入会金の預託を経て成立する預託金会員組織のゴルフ会員権であって、ゴルフ場施設の優先的利用権、預託金返還請求権及び年会費納入等の義務を包含する債権的法律関係をその内容とする会員と更生会社との間の契約上の地位にほかならないものと解するのが相当である。そうだとすれば、いま入会希望者が本件倶楽部理事会の承認を得ることなく更生会社に対して入会金を預託し、更生会社の権限ある者から入会金預り証の発行を受けたという場合を考えてみると、その者は、いまだ更生会社に対する関係で会員としての前記契約上の地位を確定的に取得してはいないが、右承認のあることを条件として会員としての地位を確定的に取得しうべき期待権ないし条件付権利を有し、これが更生債権ともなりうる筋合である（会社更生法 118 条）。しかしながら、本件にあっては、前記認定のとおり、A が権限なくして更生会社代表者名義で本件預り証を発行し、被控訴人に対し自己の債務の担保としてこれを交付し、のちにその換価処分の権限を被控訴人に委ね、代物弁済に供したものであって、A ないし被控訴人が更生会社に対し本件預り証に該当する入会金を預託したような事実もなく、また右入会金の預託がなされたのと同視すべき関係が存在したものと認め難いから、本件預り証に係るゴルフ会員権については、前記承認を待つまでもなくその成立の余地がないものというべく、被控訴人が前記認定のような経緯でこれを所持するに至ったからといって、更生会社に対し、その主張のような条件付権利としての本件会員権を取得するに由ないものといわなければならない。したがって、被控訴人の前記主張は採用することができない。

2 そこで次に、被控訴人の善意取得の主張について考えてみるに、本件倶楽部の会員権の内容にかんがみると、それ自体、譲渡性を有する財産的価値ある権利ないし法律上の地位であるというべきであり、前掲の〈証拠〉を検すると、本件預り証の表面には、「金 250 万円也。右金額は D カントリー倶楽部の入会金として会則によりお預りし、会員であることを証し、預り証を交付します。この入会金は本証発行日並びに譲渡日より 3 か年据置として以後はご請求により本倶楽部会則に基づいて本証と引換にご返却します。この場合会員の資格を喪失します。本入会金には利息及び配当金並びに利殖金はつけません。本証は倶楽部の承認がないと譲渡又は質入等一切することは出来ません。」との記載があり、その裏面には、譲渡に伴う登録年月日、取得者の記名及び押印、会社の証印の各欄が設けられていることが明らかであって、これによれば、右預り証は、裏書、交付の方法により転々流通することを予定して発行されたかのように見える（なお、右預り証のほか、会員証書が発行されたことを認めるに足りる証拠はない。）。

しかし、右預り証に表章された権利ないし法律上の地位は、前記のとおり、預託金会員組織のゴルフ会員権であって、それは、ゴルフ場施設の優先的利用権、預託金返還請求権のほか、年会費納入等の義務も包含した、個々の会員と更生会社との間の債権的法律関係にはならず、その譲渡のためには、ゴルフ倶楽部という集団ないしその構成員の利益保護を図るため、理事会の承認を要するものとされ、その旨預り証にも明記されているうえ、右譲渡には義務も伴っているのみならず、指図文句（特定の者又はその指図人を権利者とする旨の文言）の記載もないこと等からすれば、本件預り証は、右会員権について高度の流通性を予定してこれを表章し、かつ、その所持人を当然に権利者と認める趣旨の証券として発行されたものとは解し難いし、また、右預り証には、前記認定のとおり、これと引換に預託金を返還する旨記載されているけれども、更生会社は、もともと会員資格を有する者に対しては預託金の返還義務を負っているものであって、右の引換文言は、その預託金返還の場合における手続を記載したものにとすぎず、右資格を有しない者がこの預り証を取得して更生会社に対し預託金返還請求権を行使した場合にもこれに应ずる趣旨であるとは認められないし、他に本件倶楽部会員権の移転、行使に右預り証が当然に必要であると解すべき根拠資料も見い出しえない。したがって、本件預り証をもって商法 519 条所定の有価証券であると解することは困難というほかはなく、その他これが被控訴人主張の善意取得の対象となるべき有価証券であることを認めるに足る証拠はないから、被控訴人の右主張もまたその余の点について判断するまでもなく採用し難い。

四 以上の次第であってみれば、被控訴人の本訴請求は、失当として棄却を免れず、これを認容した原判決は不当であって本件控訴は理由があるから、民訴法 386 条によってこれを取り消し、右請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき同法 96 条、89 条を適用して、主文のとおり判決する。

(注 1) 「ひょうしょう」をめぐって、判例は「表章」、内田民法は「表象」、徴収法基本通達は「表彰」の漢字を使用している。辞書によっては、表章は掲載されておらず「表象」が正当と解する。表彰にいたっては、誤記である。本誌本文は、表象を使用し、ただし、判例は表章のままとする。

(注 2) 他に預託金会員制ゴルフ会員権の有価証券性を否定するものとして、東京高判平 7. 1. 26(金法 1442-103)、後掲名古屋高決昭 51. 8. 3(判時 844 - 91)最三判昭 50. 7. 25(民集 29-6-1147)がある。また、最三判昭 50. 7. 25(民集 29-6-1147)は、預託金会員制ゴルフ倶楽部会員権の性質は、ゴルフ場経営会社に対する契約上の地位であり、ゴルフ場施設の優先的利用の権利及び年会費納入等の義務を有し、入会に際して預託した入会保証払戻し金を据置期間経過後は退会とともに返還請求することができる債権的法律関係としている。

3 債権証書・金券

借用証書若しくは受取証券のような証拠証券又は銀行預金証書のような免責証券を一口でいうと債権証書（徴収法第 65 条の債権に関する証書）ということになる。文字どおり債権の存在を証明する書類である。債権の発生、変更を証する文書のほか、債権の差押え、被差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のため必要と認められる文書をいい、例えば、郵便貯金通帳、銀行預金通帳などである（後掲表 1 参照）。

債権証書を発見し、滞納者が有する貸付金債権や預金債権を発見できたときは、これら債権を差し押さえするとともに、債権証書を取り上げることが原則である（徴収法第 65 条、同基本通達 65-3 参照）（注 3）。

免責証券とは、例えば、銀行預金において、金融機関窓口での預金通帳持参人へ預金を払戻したときは、たとえ真実の債権者でなくとも金融機関は免責されるということである（注 4）。次の解説も免責証券の理解として参考となる。

「劇場やホテルのクロークの預証や浴場の下足払は、流通を前提とした証券ではなく、単に債権の行使を容易にするためのものに過ぎないから、預証をなくしても別の方法で債権者であることを証明できればよい。したがって、証券的債権とは異なるが、債務者には所持人に弁済すれば免責されるので、免責証券と呼ばれる」（内田貴：民法Ⅲ〔第 3 版〕債権総論・担保物権-241）。

次に、郵便切手又は収入印紙などの金銭の代用となる金券についてである。有価証券も譲渡されることが前提で、その点は金券も同じ（販売される）だから、どこが異なるのだろうか。

復習すると、有価証券とは、「財産的価値のある私権を表象する証券で、権利の発生・移転・行使の全部又は一部が証券によってなされることを要するものをいう」のであり、金券は、私権を表象する証券ではなく、法令によってその証券そのものに当然に価値が認められ、これを紛失するとその価値も当然に失われることになる証券である。これに対し、手形では、これを紛失しても当然に権利を失うことはない（手形を紛失又は盗難にあったという場合、裁判所に申立を行い、紛失又は盗難若しくは滅失した手形等の無効宣言のための公示催告の手続きが開始され、公示催告期間中に権利の届出がないときは、申立によって除権判決がなされ、その手形等は無効となる。そして除権判決の申立人は手形等の義務者に対して除権判決の対象である手形等を所持していなくとも権利行使ができることになる。後掲名古屋高決昭 51. 8. 3 判時 844 - 91 参照）（注 5）。

差押えの手続きについて触れておくと、金券も有価証券も差押調書を作成し差押調書謄本を滞納者に交付する。預託金会員制ゴルフ会員権は、第三債務者等のある無体財産権等して差押通知書を第三債務者等へ送達することにより差し押さえをし、会員証書を取上げる処理となる。

《ゴルフ会員権の預託証書は有価証券ではない》

名古屋高決昭 51. 8. 3（判時 844 - 91）

一 原決定が適法に確定した事実は次のとおりである。

本件預託証書は、名四ゴルフ株式会社発行にかかる保証預託証書（名四カントリークラブ正会員証書）であって、表面に「保障金額証書 ¥400,000 上記金額は名四カントリークラブ会則に基づく保証金としてお預りいたし会員の証としてこの証書を発行いたします。本保証金は 5 ケ年据置とし以後は御請求により、3 カ月以内に本証書と引換えに返却いたします。この場合、会員の資格は喪失いたします。クラブ会則 9 条に基づき譲渡することができます。但し理事会の承認を要します。」とあるほか、名宛人（権利者）の記載があり、表面に右名宛人又はその譲受人から譲渡を受けて右クラブの会員になった者の住所、氏名、入会登録、年月日の各記載欄及び押印欄並びにクラブ理事会の承認のための押印欄があるものである。そして右のゴルフクラブ会員として不適当な者が右クラブの会員となることを防止するため、クラブへの入会、即ち本件預託証書の発行を受けるためには会員の紹介とクラブ理事会の承認が必要とされ、右権利の譲渡についても理事会の承認が必要とされており、権利者はクラブ備付の名簿に登録され、右証書がなくても所定のゴルフ場でプレーできるのである。

二 所論は要するに本件預託証書は有価証券であり、公示催告の手續によって無効となすことができるものであるというのである。

（一） しかし、有価証券とは、財産的価値を有する私権を表章する証券であって権利の発生 移転行使の全部又は一部が証券によってなされることを要するものと解されるところ、まず本件預託証書には、権利者の名四ゴルフ株式会社に対する預託金返還請求権が記載されているけれども右請求権は本件預託証書がなくとも、権利者が名四ゴルフ株式会社に対して金員を預託すれば当然に発生するものというべく、右の請求権が本件預託証書によって発生したものということとはできない。また本件預託調書には「本保証金……本証書と引換えに返却いたします。」と記載されているけれども名四ゴルフ株式会社は名四ゴルフクラブ会員に対して右の預託金の返還義務を負っているものであるから、本件預託証書の名義人ではない所持人（譲受人か否か不明の者）が預託返還請求権を行使してきて、その者に対して、預託金を返還する義務を負うものではないのである。

（二） また、除権判決の前提をなす公示催告の対象となりうる証券の範囲は、実定法に規定されているものと限られるところ、所論は必ず本件預託証書を民法施行法 57 条所定の指図証券に該当するといっているのであるが、原決定の前記認定事実によれば、本件預託証書には、指図文句の記載も裏書によって譲渡するための裏書欄も設けられていないのであるから民法施行法 57 条の指図証券でないことは明らかである。

もつとも本件預託証書の裏面には、会員氏名欄が設けられており、同証書に記載されている前記ゴルフクラブ会員の資格を取得し入会登録した新たな会員の氏名欄をそこに記載し、理事会の承認印を押すことになっており、その裏面知関するかぎり無記名証券たる記名株券の裏面と同様の体裁をととのえているけれども、原決定の前記認定事実就中会員として不適当な者の加入を防止するために預託証書に記載されている権利（ゴルフクラブ会

員の資格及び保証金 40 万円の返還請求権)を譲渡するにはクラブ理事会の承認を要するものとされ、このことが預託証書に明記されていることからすれば、本件預託証書にはそもそも右の権利について株式のごとき高度の流通を予定してこれを保障助長するために右権利を表章する証券として発行されたものとはとうてい解しがたいから、右の権利を移転するには、この証書を交付さえすればよいとしたものでもなく、この証書の正当な所持人をそのままその権利者としたものでないというべきである。また右の権利行使に右証書の所持が絶対的に必要とされているとも解しがたい。従って、本件預託証書は、昭和 41 年法律第 83 号の改正商法上の記名株券のような無記名証券とみることもできない。

次に所論は本件預託証書は商法 518 条所定の有価証券に該当すると主張するけれども同法所定の有価証券は民法施行法 57 条の有価証券に包含されるものであり、右に判断したところによれば、本件預託証書は同法条所定の指図証券、無記名証券、記名式所持人払証券のいずれでもないからこの点に関する再抗告人の主張は理由がない。

(三) ところで、ある証書について除権判決による無効宣言を認めるか否かはその証書上の権利が、無権利者から証書を取引によって取得した者に善意取得が認められるか否かにかかっているといえることができる。右に判断したところによれば、本件預託証書上の権利を譲渡する場合には、理事会の承認を要する旨が記載されている以上、名四ゴルフ株式会社に対する前記の権利について善意取得を認めることはできないものという他はない。

(四) してみれば、本件預託証書については除権判決による無効宣言を認めることは不適當であり、右証書はしよせん指名債権証書にすぎないものというべく、これが有価証券であることを前提とする再抗告人の主張はすべて採用することができない。

三 なお、再抗告理由四について付言するに、所論は証書の性質について争いの存する場合には、公示催告を許すべきであるというのである。しかし当裁判所は前記のように本件預託証書は有価証券ではないと判断するのであって右の証書が有価証券ではない以上、右について除権判決をすることは無用であるというべきである。

四 よって原決定は相当であって本件再抗告は理由がないからこれを棄却することとし、再抗告費用は再抗告人に負担させて、主文のとおり決定する。

(注 3) 預金債権では、債権差押通知書が第三債務者へ到達するまでに滞納者が払渡請求をする危険性があるときは、取り上げるべきである。また、貸金債権では、第三債務者がその債務を否認する可能性があることを考慮すべきで取り上げる必要がある。

(注 4) 「払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません」(金沢信用金庫普通預金規定)と定められている。相当の注意が問

題となり、盗難通帳と偽造印鑑による普通預金払戻しについて、銀行担当者に過失があるとされるときは、債権の準占有者に対する弁済として銀行の免責が認められない（例えば、東京地判平 16. 12. 20 判タ 1189-258）。わかりやすい例を挙げると、預金者が男性であるにもかかわらず女性が来所しているときは、いくら預金通帳（免責証券）があったとしても金融機関は代理人であると確認できない限り払戻しには応じないことになる。

(注 5) 相殺の事案である最一判昭 50. 12. 8 (民集 29-11-1864) においても、事実関係として除権判決が登場してくる。この判例は、徴収奥義 28 号第 4 版を参照。

4 有価証券の種類

有価証券の例示は、徴収法基本通達 56-14 のとおりである。「無記名債権」を含む（同基本通達 56-13）。これは、証券面に債権者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債権をいい、具体的には、商品券、図書券、コンサートチケット、サッカーチケットなどがある。債権が証券に化体し、その成立、存続、行使等に、原則として証券を必要とするものをいう。

債権証券、有価証券、金券について表 1 としてまとめておく。

徴収法基本通達 56-14

「有価証券」には、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券、信託の受益証券（信託法第 185 条第 1 項参照）、投資信託又は貸付信託の無記名受益証券、特定目的信託の受益証券（資産の流動化に関する法律第 222 条参照）、抵当証券（抵当証券法第 1 条、第 12 条参照）、倉庫証券、貨物引換証（商法第 571 条参照）、船荷証券（同法第 767 条から第 769 条まで参照）、商品券、劇場入場券等がある。

(注) 1 「社債券」とは、会社法第 696 条《社債券の発行》の規定により社債について発行された債券だけでなく、特別の法律により設立された法人の発行する債券（例えば、放送債券、商工債券、農林債券、旧電信電話債券、旧鉄道債券等）及び会社が特別の法律により発行する債券（例えば、みずほ銀行債券、あおぞら銀行債券等）をも含むものとし、これに準ずる外国の社債券についても同様とする。

(注) 2 「出資証券」とは、日本銀行の出資証券（日本銀行法第 9 条）、独立行政法人日本原子力研究開発機構の出資証券（独立行政法人日本原子力研究開発機構法第 7 条）、協同組織金融機関の優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 29 条第 2 項）、特定目的会社の優先出資証券（資産の流動化に関する法律第 48 条）等をいう。

なお、持分会社の出資に関する証券は、有価証券ではなく証拠証券である。

(注)3 投資信託又は貸付信託の受益証券のうち記名式のものは、有価証券ではなく証拠証券である（法第 73 条関係 1、投資信託及び投資法人に関する法律第 6 条第 2 項、第 50 条第 3 項、貸付信託法第 8 条第 1 項参照）。

(注)4 「倉庫証券」には、預り証券、質入証券及び倉荷証券の 3 種があるが、なお次のことに留意する。

- (1) 預り証券は、寄託物返還請求権を表彰する有価証券であり、質入証券とともに発行され（商法第 598 条）、質入れ前は質入証券とともに流通するが（同法第 603 条第 2 項）、質入れ後は分離して流通し、預り証券の所持人は、質入れに際して証券に記載された債権額と利息を支払う義務を負い（同法第 607 条）、また、原則としてその債権額と利息を質入証券の所持人に支払って質入証券を取得しなければ、寄託物の返還を請求できない（同法第 620 条から第 622 条まで）。
- (2) 質入証券は、質入れ後は証券記載の債権とこれを担保する質権とを表彰する。
- (3) 倉荷証券は、預り証券及び質入証券に代えて発行する有価証券であって（小法第 627 条）、この証券で寄託物の譲渡、質入れその他の処分をすることができる。

【表 1】

種類	内容
債権証書	債権の存在を表示しているものであり、債権証書を所持しているからといって債権の実現がされるものではなく、滞納処分においても債権そのものを差し押さえしないと取立権を行使することはできない。 債権の発生、変更を証する文書のほか、債権の差押え、被差押債権の取立て、換価、権利の移転及び配当等のため必要と認められる文書をいい、例えば、郵便貯金通帳、銀行預金通帳、銀行預金証書、供託書正本（官庁又は公署が保管している場合に限る。供託規則第 24 条、第 25 条参照）、供託通知書、公正証書、確定判決、和解調書等がある（徴収法基本通達 65-2）。
有価証券	財産権を表象する証券で、その権利の行使又は移転が証券によってされることを要するものをいい、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む）、出資証券、信託の無記名受益証券、抵当証券、倉庫証券、貨物引換証、船荷証券、商品券、劇場入場券等（国税徴収法精解平成 27 年改訂-449）がある。有価証券には、積極的作用と消極的作用が認められる。
金券	収入印紙、郵便切手など。

5 権利株等

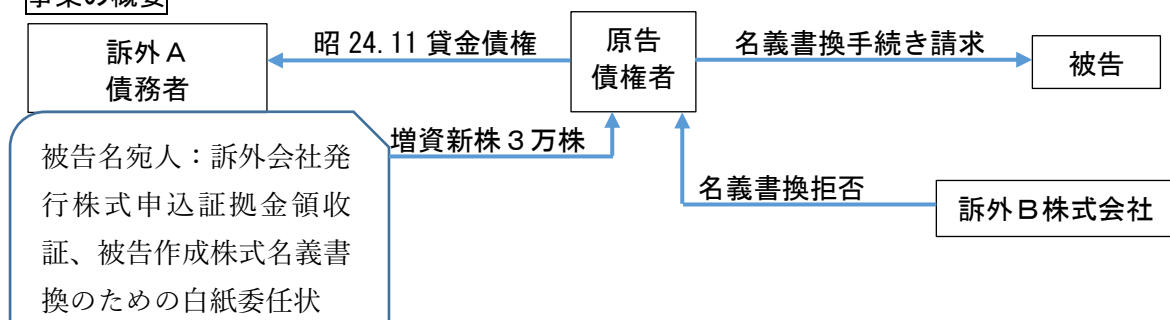
株式の引受けによる権利（いわゆる権利株）を表す株式の申込証拠金領収証、株券発行前の株式を表す株式払込金領収証及び新株の引受権を表す割当通知書は、株券の受領のための委任状及び株式の譲渡を証する書面（譲渡のための委任状を含む。）が添付されているときは、株券に準じて取り扱うものとする（東京地判昭 26. 2. 9 民集 14-6-996、東京地判昭 27. 1. 28 下民集 3-1-92 参照）（徴収法基本通達 56-15）。

前記二つの判例は、ほぼ同事案といってよい。原告において、株式取得のため名義が名宛人となっている株式申込証拠金領収証及び原告への名義書換を請求する白紙委任状を併せて取得したということであり、これによって株式譲渡の商慣習が存在するから、原告の請求が認められるわけである。つまり、株式申込証拠金領収証及び名義書換請求の白紙委任状の譲渡は、株券譲渡と同じと考えてよい。

《株式申込証拠証及び白紙委任状が添付されるときは流通する慣習法が存する》

東京地判昭 26. 2. 9（民集 14-6-996）

事案の概要



二、事 実

原告訴訟代理人は、主文と同旨の判決を求め、その請求の原因として、「原告は、昭和 24 年 11 月 1 日訴外 A から同人に対する貸金債権の担保として訴外 B 株式会社の昭和 24 年増資新株 3 万株（この株券番号い乙第 355 号乃至第 374 号及びは乙第 7451 号乃至第 7550 号で名義人は被告である。）を譲り受け、右株式に対応する、被告を名宛人とし右訴外会社発行にかゝる株式申込証拠金領収証（その番号は、第 8307 号乃至第 8335 及び第 8356 号で後に申込金が拂込金に振替充当せられたものである。）に同人作成の株式名義書換のための白紙委任状を添附してその引渡をうけた。したがって、原告は、商慣習法により適法に右株式を取得したものであるにもかゝらず、右訴外会社は、右株式については被告から詐欺による被害届が出ているといって名義書換に応じない。よって被告に対し更めて名義書換の手続を求めるため本訴に及んだ次第である。」とのべた。〈立証省略〉

被告訴訟代理人は、「原告の請求を棄却する。」との判決を求め、「原告主張の事実中原告主張の株式が原告主張の株式申込金領収証に対応する株式であることは認めるが、原告が

訴外 A から株式を取得した事情及び原告が訴外会社に対し株式の名義書換の請求をした事実は知らない。白紙委任状附株式申込証拠金領收証の引渡による株式譲渡の商慣習法の存在は否認する。」と述べた。〈立証省略〉

三、理 由

〈証言〉に原告本人訊問の結果を合せ考えると、原告は、訴外 A に対し昭和 24 年 11 月上旬金 11 万円を貸与したが、右貸金の譲渡担保として右 A から原告主張の株式を譲り受けると共に、右原告主張の株式申込証拠金領收証と被告作成の株式名義書換のための白紙委任状の引渡をうけたことが認められる。しかして原告主張の株式が原告主張の株式申込証拠金領收証に対応するものであること及び右白紙委任状〈証拠〉が真正に成立したものであることは被告のみとめているところであるから、他に特別の事情のない限り、原告は商慣習法により原告主張の株式について適法にその権利を取得したものといわなければならない。

被告は、白紙委任状附株式申込証拠金領收証の引渡による株式譲渡の商慣習法の存在を争うけれども、株式申込証拠金が後に拂込金に充当せられて株式申込証拠金領收証が株金拂込領收証に振り替えられた場合において、株式申込証拠金領收証に白紙委任状を添附するときは、白紙委任状附記名株券と同様にみなされ、市場を輾轉流通する慣習法の存することとは、当裁判所に顕著である。又現行商法のもとにおいて、右慣習法の適用の妨となる何等の規定をもみない。

次に、被告が原告主張の株式について、その株式発行会社である訴外 B 株式会社に対し、詐取による被害届を提出し、右訴外会社が右届出のなされたことを理由として、原告の右株式名義書換の請求に応じないことは、本件口頭弁論の全趣旨に徴してこれを窺いうところである。右のような被害届は他人のためになさるべき名義書換の阻止をはかるものであること明かであり、従って、その届をうけた訴外会社としては、名義書換請求者である原告が果して善意無過失の適法な権利取得者であるかどうか分明でないとして一応その請求を拒否するのは、株式取引の実情からして止むを得ない処置というべきであり、被告は右の届出によって原告が右白紙委任状を使用して株式名義書換の目的を達することを不能ならしめたものといわなければならない。

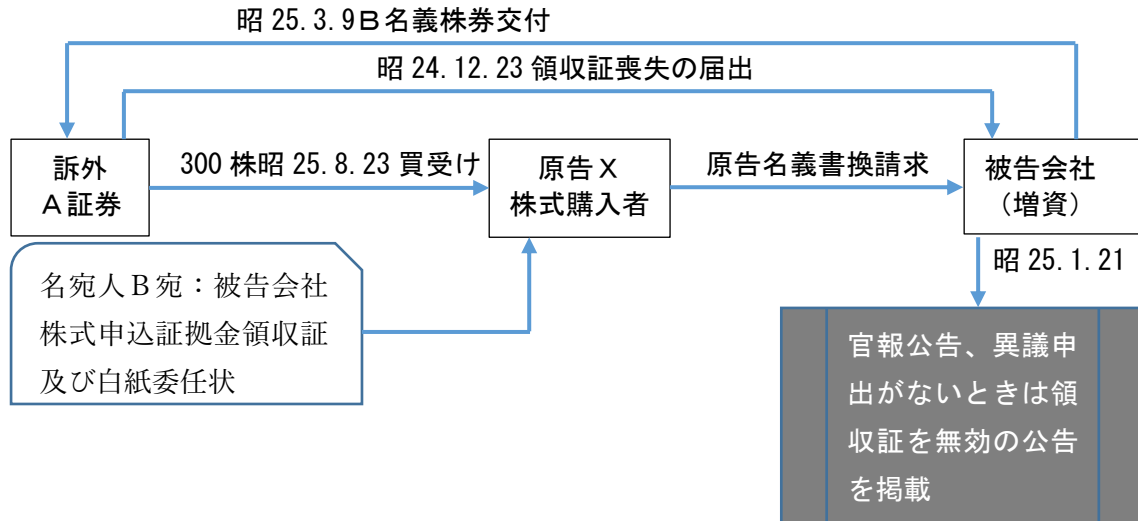
してみると本件において、原告は、すでに被告が任意に流通においた白紙委任状を所持するものであるけれども、被告は、更めて原告に対し名義書換手続に協力すべき義務あること勿論というべきである。

以上の通りであるから、原告の本訴請求を正当として認容し訴訟費用の負担につき、民事訴訟法第 89 条を適用して主文の通り判決する。

《白紙委任状付株式申込証拠金領収証の引渡による株式譲渡の商慣習が是認できる》

東京地判昭 27. 1. 28 (下民集 3-1-92)

事案の概要



二、事 実

原告訴訟代理人は主文第 1 項同旨の判決を求め、其の請求の原因として、「原告は昭和 25 年 8 月 23 日訴外山文証券株式会社から主文第 1 項掲記の株式 300 株を、同日の市場相場である 1 株につき金 153 円の割合により、合計金 45,900 円で買受け、名宛人 B 宛の主文第 1 項掲記の被告会社昭和 24 年増資新株式申込証拠金領収証 3 通(この領収証による申込金は、払込期日において株金払込金に振替充当せられ、領収証は、同人名義の株券領収証を兼ねたものである。)及び名宛人名義の株式名義書換のための白紙委任状の交付を受けた。

これより先、被告は昭和 25 年 2 月 13 日、本件増資による株式につき、すでに一般株主に対し株券を交付する旨通知している。

よって原告は被告に対し、株主権にもとずき、右領収証に対応する株式を原告名義に書換の上、その株券を引き渡すことを求める。」と述べ、

被告の抗弁事実に対する答弁として、

「本件申込証拠金領収証が失効したとの点及び被告会社が右領収証に対応する株券を交付したと主張する者にその受領の正当権限があったとの点は否認する。その余の事実、すべて認める。

然しながら、本件申込証拠金領収証が被告主張のような手続により失効する理はない。従って被告会社の主張する株券の発行は、何等その受領につき正当な権限を有しない者に対して為されたものであるから、無効である。」と述べた。〈立証省略〉

被告訴訟代理人は請求棄却の判決を求め、答弁として、

「原告がその主張の申込証拠金領収証及び白紙委任状を現に所持していること及び本件増資新株式の一般株主に対する株券交付の通知が原告主張の日時に為されたことは認める

が、原告の本件株式取得の事実は知らない。」と述べ、

抗弁として、「本件白紙委任状附申込証拠金領収証は、もと訴外山三証券株式会社がこれを所持していたところ、同訴外会社は、昭和 24 年 12 月 23 日被告会社に対し、右領収証を喪失した旨届出たので、被告会社は商慣習に従い、昭和 25 年 1 月 21 日附官報に、「右領収証喪失の旨の届出があったから、本公告の日より 30 日以内に異議の申出のないときは、右領収証を無効とする。」旨の公告を掲載したが、所定期間内に異議を申出た者はなかった。

右手続により本件領収証は失効したので、被告会社は同年 3 月 9 日本件株式につき、前記領収証の名宛人である B 名義の株券を作成し、右株券受領につき正当権限を有すると認められる前記山三証券株式会社に對し、これを交付した。

よって原告は本件株式につき権利を取得する謂われなく、仮に権利を取得したとしても、本件株式に対する株券は被告会社において既に発行済みであるから、原告の請求には応じられない。」と述べた。〈立証省略〉

三、理 由

原告がその主張の被告会社昭和 24 年増資新株式申込証拠金領収証 3 通（申込金は、払込期日において株金払込金に振替充当され領収証は、名宛人名義の株券領収証を兼ねたものである。）及び右領収証の名宛人名義の株式名義書換のための白紙委任状を現に所持していることは、当事者間に争いがなく、原告本人×訊問の結果及び右訊問の結果により〈証拠〉を総合すれば、右領収証及び白紙委任状は、原告が昭和 25 年 8 月 23 日訴外山文証券株式会社から、被告会社の昭和 24 年増資新株式 300 株を、同日の市場相場である 1 株につき金 153 円の割合により、合計金 45,900 円で買受けた際、右訴外会社からその交付を受けたものであることが認められるから原告は反証のない限り、善意無過失でその交付を受けたものと認めるべきであり、従って白紙委任状附株式申込証拠金領収証の引渡による商慣習により適法に右株式を取得したものである。

而して被告会社が原告の右株式取得前である昭和 25 年 2 月 13 日本件増資による新株式につき一般株主に対して株券を交付する旨通知したことは当事者間に争いがない。

よって次に被告の抗弁について判断する。

本件申込証拠金領収証は、もと訴外山三証券株式会社がこれを所持していたとして、昭和 24 年 12 月 23 日右訴外会社より被告会社に対し、右領収証を喪失した旨の届出があったので、被告会社が昭和 25 年 1 月 21 日附官報に、右領収証につき喪失の届出があったとして当該公告の日より 30 日以内に異議の申出がないときは、右領収証を無効とする旨の公告を掲載したが、所定期間内に異議の申出がなかったこと及びそこで被告会社が同年 3 月 9 日、本件株式につき右領収証の名宛人である前記 B 名義の株券を作成し、これを前記山三証券株式会社に交付したことは、いずれも当事者間に争いがない。

しかしながら、盗難滅失等の理由に因り無効となし得べき株式等証書の種類、及びこれを無効とするための手続は、法律において特に明定されているところであって、法律に定められた証書以外の証書を無効とすること及び法律に定める手続以外の手続で証書を無効とす

ることの如きは到底法律上認められないものと言わねばならない。けだし、一旦有効に成立した証書の効力を、私人の任意の判断により消滅せしめることができるとするならば、甚しく取引の安全を阻害する結果になること明かであるから、法は特に必要と認められる種類の証書につき、公示催告による除権判決という厳格な手続を経て初めて、その無効を宣言する建前をとっているものと解せられるからである。

而して、現行法上、株式申込証拠金領収証及び株金払込領収証については公示催告による無効宣言は許されていない。

被告会社は、官報の公告により領収証を無効とする方法は商慣習であると主張するけれども、公示催告による株券等証書の無効宣言に関する法律の規定は、右説明の趣旨からすれば強行規定と解されるから、これと相容れない被告主張の商慣習は、その存否を確定するまでもなく、法律上有効にこれを認めることができない。

従って、被告会社が為した前記官報公告は何等本件申込証拠金領収証を失効せしめ得るものではない。

右領収証に対応する株式を善意無過失で取得したと認められる原告が、右株式の株券を受領する権限を有すること明かであり、前記山三証券株式会社は右株券の発行を受けるべき何等の権限をも有しないものと認めるのを相当とするから、被告会社の山三証券株式会社に対する前記株券発行行為は、その効力なきものと言わざるを得ない。右の理は、仮令被告会社が前記官報の公告により、本件領収証を失効したものと信じた結果、山三証券株式会社を右領収証に対応する株券を正当に受領する権限があるものと信じてこれを交付したとしても、何等異るところはない。被告会社の抗弁は理由がない。

以上認定したところによれば、被告会社は結局本件株式申込証拠金領収証に対応する株券を未だ有効に発行していないことになり、この点において、原告の本件株式取得は、商法第 204 条第 2 項に所謂「株券発行前に為した株式の譲渡」に因るものとして、被告会社に対しその効力を生じないのではないかとの疑いを生ずる余地があるが元来右条項は、迅速を要する会社の株券発行事務を円滑に進捗させるために、右事務に支障を来させるような株主の更替を会社に対する関係においては一切認めないことにし、もって発券事務渋滞の弊なからしめようとの考慮から、自由譲渡性をその本質とする株式の譲渡ではあるけれども会社が株主名簿及び株券の調製等発券準備を完了し、一般株主に対し株券の交付を通知するまでの間を限り、会社に対する関係においてその効力を認めないでこの趣旨に出たものである。従って会社としては右のような株券発行準備完了前株式譲受人からする名義書換の請求は、右法条を以てこれを拒みうるけれども、その準備完了後株式譲受人からする名義書換及び株券引渡の請求は、白紙委任状附株式申込証拠金領収証の引渡による株式譲渡の商慣習が是認される以上、右法条を以てこれを拒むことはゆるされないものといわなければならない。けだし、かような場合に、株式譲渡の効力を会社に対する関係において認めても会社は既に株式引受人を名義人として当該株式に対応する株券を作成するし、何時でもこれを株主に交付しうる態勢を備えており、発券事務に何等の支障を来す虞がある

とはいえないからである。この見解に立って本件を見るに、すでに認定したように、被告会社が昭和 24 年増資新株式につき、一般株主に対し株券を交付する旨通知したのは昭和 25 年 2 月 13 日であるから、被告会社は、現在では原告の本件株式取得が商法第 204 条第 2 項の株券発行前の譲渡によるものであるとして原告の名義書換の請求を拒むことができないものというべきである。

してみれば、被告会社は前記申込証拠金領収証に対応する株式を取得した原告に対し、右株式を原告名義に書換えるべき義務あるとともに、その株券を未だ有効に発行していないこと前記認定の通りであるから、これが発行として該株券を原告に引き渡すべき義務あるものと言うべきである。

よって原告の本訴請求を正当として認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第 89 条を適用して主文の通り判決する。

6 無記名債権

「無記名債権」とは、証券面に債権者の名を記載せず、その正当な所持人に弁済すべき証券的債権をいい、徴収法第 56 条第 1 項の「有価証券」に含まれる（徴収法基本通達 54-2、同 56-13 参照）。具体的には、商品券、乗車券、無記名公債のように、債権が証券に化体し、その成立、存続、行使等に、原則として証券を必要とするものをいう（徴収法基本通達 56-16）。

この解説を日常生活にあてはめて考察しよう。例えば、Jリーグのチケットを A が購入したところ、入場口へ着いたところ、これを紛失したことに気がついた。たしかにチケットを購入したとその領収証を提示したところで入場させてはくれない。入場（行使）には証券が必要であることに他ならない。実は、そのチケットは B が取得して所持しているときは、B は当然入場させてもらえる。換言すると、いくら A がチケットの真実の購入者だとしても、それを譲渡できるのだから、入場（行使）には証券が必要なのである。

無記名債権は動産とみなされる（民法第 86 条第 3 項）。無記名債権とは、権利者（債権者）を特定せず、証券の所持人をもって権利者とする債権のことをいう。難しそうだが、商品券、入場券、乗車券などがその例で、日常よく見かける。例えば、オペラの入場券は、会場ホールでオペラを鑑賞する債権を表象する紙（証券）であるが、債権としてではなく動産として規律されるのである。その理由は、債権者が特定している通常の債権（指名債権という）よりも権利の流通を簡便・安全にするためである。通常の債権の場合には、民法の定める債権譲渡の手続きを踏むことが権利の譲渡の対抗要件とされるが、入場券についてはそのような手続きは不要である。しかし、今日では、証券化した債権の中心的なもの（例えば手形・小切手）は有価証券として動産以上に取引の安全が図られており、有価証券でない証券化した債権（無記名債権）も、むしろ有価証券に準じて扱うべきだとされているから、今日では無記名債権に関する民法の規定の意味はほとんどなくなっている（内田貴：民法 I [第 4 版]総則・物権総論-355）。

7 添付資料

- (1) 預託金会員制ゴルフ会員権証書の事例
- (2) 株券の事例

8 参考資料

- (1) 内田貴：民法Ⅰ〔第 4 版〕総則・物権総論（東京大学出版会）
- (2) 内田貴：民法Ⅲ〔第 3 版〕債権総論・担保物権（東京大学出版会）
- (3) 国税徴収法精解平成 27 年改訂
- (4) 最一判昭 57. 6. 24（判時 1051-84）
- (5) 大阪高判昭 56. 9. 30（判時 1041-116、金商 641-28）
- (6) 名古屋高決昭 51. 8. 3（判時 844 - 91）
- (7) 東京地判昭 26. 2. 9（民集 14-6-996）
- (8) 東京地判昭 27. 1. 28（下民集 3-1-92）

表紙説明

いりり山賊錦店（山口県岩国市錦町大野傍示峠）：岩国市から島根県六日市方面に抜ける国道 187 号線沿いの錦町に位置する。山賊焼・山賊むすびが名物料理で、滅茶苦茶美味しい。

添付資料(1)

預託金会員制ゴルフ会員権証書の事例

証書表面

〇〇カントリークラブ会員資格保証書

金 3,000,000※

〇〇 〇〇 殿

個人会員壱口分の会員資格保証金として上記金額を御預り致しました

会員番号N o 02316

1. 本証書は発行の日より 7 年据え置と致します。

2. この会員資格保証金には利息をつけません。

3. 本証書は盗難、逸失、もしくは紛失等による再発行は一切致しません。

4. 本証書は裏面に記入捺印の上、他人に譲渡することが出来ます。但し会社の規定に基く所定の手続きを経て、承認を得なければなりません。

証書裏面

書換 年月日	譲渡人記名	捺印	書換 証印	登録年月日	譲受人 氏名	捺印	登録 証印

譲渡にしたがって譲渡人氏名や譲受人氏名等を記載していく。

添付資料(2)

株券の事例

株券表面

株式会社〇〇〇〇株券

千株券321 第 07708 号

会 社 の 商 号 株式会社〇〇〇〇

会社設立の年月日 昭和拾九年貳月壹日

この株券は記名者が上記株数の株主であることを証するものである

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 甲野 太郎 印

株券裏面

株主 有限会社△△△ 殿			株券発行年月日	平成 14 年 2 月 2 日	
年月日	取得者記名	会社証印	年月日	取得者記名	会社証印
	1			5	
	2			6	
	3			7	
	4			8	
株式会社〇〇〇〇			321 第 07708 号	1,000	

有限会社△△△が甲に譲渡すると、1 の欄に甲の氏名（名称）が記され、さらに乙に譲渡すると、2 の欄に乙の氏名（名称）が記される。